

平成30年度からの指定管理者候補者

No.9

施 設 名		美唄市東福社会館
施設所管課		保健福祉部地域福祉課
選定方法	選定区分	非公募
	根拠条例	条例第5条第1項第1号
指 定 期 間		平成30年4月1日～平成33年3月31日 （3年間）
指定管理者候補者		美唄市東福社会館運営委員会 美唄市東5条北4丁目1番10号
1 公募によらない選定方法の理由 地域福社会館は、施設利用者の大半が地域住民に限定されていて、その管理について、地域の実情を知り、また地域での調整機能をもつ団体が行うことが、地域力の効果的活用につながるものと判断し、地域連合会、町内会、運営委員会を指定管理者としてきたところである。同様の考え方により今後もこれら団体に代行させることが効果的かつ効率的と判断し、公募によらない選定方法とした。 2 選定理由 提出された申請書類による審査については、資格要件を満たし適正に記載されている。 地域における使用状況やその連絡調整などの観点から、地域の運営委員会等が適切であり、現在、使用状況は利用者の減少傾向もあるが、地域ごと利用者ニーズを把握し運営に生かすこととしているほか、地域福社会館運営等会議においての市との連携を図る体制も整備されており、今後も適正な運営が実施されると期待できる。 継続して管理・運営を行わせることが、施設の目的を効果的かつ効率的に達成できると見込まれる。		